平成２３年（フ）第１７９号
広島県福山市明神町１丁目９番９号　シティハイツ明神Ｂ202、旧住所広島県福山市川口町５丁目２番28号
債務者　板橋　幸信
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８５号
広島県福山市山手町５丁目16番78―101号、旧住所広島県福山市南蔵王町５丁目22番８号コーポ蔵王Ａ―101
債務者　能宗　信子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８６号
広島県福山市明王台４丁目１番17号、旧住所広島県福山市川口町５丁目21番１号
債務者　天昇こと　藤原　　靖
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１８７号
広島県福山市三吉町１丁目８番36―403号、旧住所広島県神石郡神石高原町桑木1147番地３
債務者　松田　利恵
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１９１号
広島県府中市本山町1675番地11、旧住所広島県府中市篠根町792番地の11
債務者　三浦　直人
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２０２号
広島県福山市日吉台２丁目15番５―808号ラブリー日吉台、旧住所広島県福山市北吉津町３丁目７番１―122号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１３号
広島県福山市手城町１丁目２番７号　コーポＭＢＭ105
債務者　可兒　賢治
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第４３８号
神戸市北区南五葉２丁目４番17―405号、従前の住所神戸市北区南五葉２丁目４番17―305号
債務者　山本　　浩
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７１０号
兵庫県三木市加佐331番地パルテール202号、従前の住所兵庫県三木市志染町広野７丁目18番地
債務者　山内　伸一
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３９号
愛知県常滑市多屋町２丁目107番地の１　ＴＭとこなめ102
債務者　下和田　強
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９６２号
名古屋市北区上飯田北町３丁目21番地の１ミレニアム上飯田304号
債務者　田村　朋子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９９号
山口県光市浅江７丁目４番２―406号
債務者　磯崎さつき（旧姓海田）
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１５４５号
札幌市白石区東札幌５条２丁目６番18―101号
債務者　元平　憲一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５５８号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番１―103号
債務者　小林　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８２４号
札幌市東区北40条東５丁目２番18―202号
債務者　佐藤　孝一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８６７号
札幌市中央区南９条西８丁目２番47号　ハイツダイアナＡ号
債務者　山本眞智子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部